

いなべ市社会福祉協議会「ふれあいサロン・訪問活動助成事業」実施要綱

(目的)

第1条 小地域をひとつの単位（概ね自治会単位から小学校区単位までの範囲）とし、誰もが住み慣れた場所でいつまでも安心して暮らし続けられるよう、地域住民による互助を推進し、「見守り・ふれあいネットワーク」という福祉コミュニティの構築に資することを目的とした「ふれあいサロン・訪問活動助成事業」を実施する地区及び組織に対して助成する。

(運営)

第2条 ふれあいサロン・訪問活動登録団体が、地域住民の参画により自主的・主体的に運営するものとする。

(内容)

第3条 それぞれの活動について、以下を内容として定める。

1 ふれあいサロン

定期的な開催を目標とし、参加は個人の自由意志を尊重したものとする。ただし、広く誘い合って参加促進を図る。

(1) 対象者

地域住民

(2) 実施方法

参加対象者を一部の組織に所属している者に限定せず、できる限り幅広く開催についての周知を行い、身近な地域の公民館、集会所又は個人宅等に対象者を招き、地域住民が支援者となり実施する。

(3) 内容

ア 軽体操・ゲーム・レクリエーション等の実施

イ 座談会・研修会・講演会・敬老事業(74歳以下の支援者側人員にて算定)等の開催

ウ 茶話会等のふれあいの場づくり

エ 世代間交流

オ その他、第1条(目的)に沿った活動の実施

(4) 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は助成の対象としない。

ア 内容が趣味・サークル活動のみを実施する場合

イ 営利活動、宗教活動、政治活動

ウ 運営者のみを対象とした例会、学習会、役員会

エ 市内全域を対象とした活動

2 ふれあい訪問活動

定期的な見守り・支え合い活動を推進するため、活動者登録団体が中心となり、対象者に対して訪問によるふれあい活動の促進を図る。

- (1) 対象者
地域住民
- (2) 実施方法
小地域において、地域住民が支援者となり、対象者宅を訪問し、直接お会いし見守りや声掛けを実施する。
- (3) 内容
 - ア 直接お会いしての会話
 - イ 手紙や便りをお持ちしての訪問
 - ウ レクリエーションや健康体操のチラシ等をお持ちしての訪問
 - エ 既製品などの品物をお持ちしての訪問
 - オ その他、第1条（目的）に沿った訪問活動の実施
- (4) 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は助成の対象としない。
 - ア 電話やオンラインを活用しての見守り・声掛け活動の場合
 - イ 対象者が趣味やサークル活動等の限定された者の場合
 - ウ 該当地域に住んでいない又は生活を送られていない者、施設等の医療や介護従事者のいる環境で生活をされている者

（交付基準）

第4条 いなべ市社会福祉協議会はこの事業の運営（開催又は、実施）費用として、次の基準により助成金の交付を決定する。

- (1) 第1条から第3条の内容に沿った事業であるものとする。
- (2) おおむね10名以上で実施した場合とし、助成金額は1名につき500円とする。ただし、助成は小地域で月1回までとし、ふれあいサロンとふれあい訪問活動1回の助成金額の上限は、あわせて50,000円とする。
- (3) 敬老事業の助成金額については、74歳以下の参加者1名につき500円とする。75歳以上の参加者については、助成金額に算定できない。
- (4) 小学校区単位までの範囲内で実施した場合のみ助成の対象とする。
- (5) 2以上の地区又は組織が合同で実施した場合は、総助成金額の上限を60,000円とする。ただし、敬老事業を合同で行った場合に限り、各地区又は組織に対しては第4条（2）及び（3）の適用とする。
- (6) ふれあいサロンとふれあい訪問活動を同月に実施した場合、ふれあいサロン参加者、ふれあい訪問活動対象者とその支援者を重複して、助成金額に算定できない。

(7) 助成金額算定に際して、特に必要があると認めた場合は、当該団体代表者と協議のうえ、いなべ市社会福祉協議会会長に於いて専決することができる。

(団体登録)

第5条 ふれあいサロン及びふれあい訪問活動を実施しようとする地区又は組織は、いなべ市社会福祉協議会へふれあいサロン・訪問活動団体登録票(様式1)を提出しなければならない。

(実施計画書)

第6条 ふれあいサロン及びふれあい訪問活動を実施しようとする地区又は組織は、事前にいなべ市社会福祉協議会へふれあいサロン・訪問活動助成事業計画書(様式2)を提出しなければならない。

(交付申請)

第7条 助成金を申請しようとする地区又は組織は、次のものをいなべ市社会福祉協議会へ提出すると共に、ふれあいマップの作成を行うこととする。

- (1) ふれあいサロン・訪問活動助成金交付申請書(様式3)…開催又は訪問ごと。
- (2) 写真2枚…開催又は訪問ごと(ふれあいサロン…参加者総数がおおむね把握できるもの、開催内容が把握できるもの、ふれあい訪問活動…訪問時に持参される物品等総数がおおむね把握できるもの、訪問内容が把握できるもの)。
- (3) ふれあい訪問活動報告シート又はこれに準ずるもの…訪問ごと(ふれあい訪問活動のみ)。

(ふれあいマップ記載情報の共有)

第8条 ふれあいマップに記載した情報については、生活支援体制整備事業における、福祉委員会が設置されている地区であって、対象者から情報共有の同意がある場合にかぎり、福祉委員会で共有を図ることができる。

(ふれあいマップの管理)

第9条 ふれあいマップの管理については、活動者登録団体が管理する。

(交付決定)

第10条 いなべ市社会福祉協議会会長は前条により地区又は組織から申請があったときは、内容を確認し、適当と認められる場合、ふれあいサロン・訪問活動助成金交付決定通知書(様式4)をもって、当該地区又は組織代表に通知し助成金を交付する。

2 いなべ市社会福祉協議会会長は、交付した助成金の使途等がその目的に反すると判断したときは、助成金の一部または全部の返還を命じることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業に必要な事項は、いなべ市社会福祉協議会会長が別に定める。

附 則

いなべ市社会福祉協議会「ふれあいサロン助成事業」実施要綱は、令和4年3月31日をもって廃止、いなべ市社会福祉協議会「ふれあい訪問活動助成事業」実施要綱は、令和4年3月31日をもって失効し、新たにいなべ市社会福祉協議会「ふれあいサロン・訪問活動助成事業」を策定する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

令和6年1月16日一部改正（令和6年4月1日から適用）